

○農林水産省告示第八百九十一号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年五月二日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
施設	（略）	施設	（略）
所在地	カンボジア王国 コンボンチャム州チューン ブレイ区	所在地	カンボジア王国 コンボンチャム州チューン ブレイ区
（略）	（削る。）	（略）	（削る。）
（略）	（略）	（略）	（略）

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設は、次に掲げるとおりとする。

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設は、次に掲げるとおりとする。